

## 北海道選挙管理委員会告示第42号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 大崎誠子

### 北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第132条第1項中「収支報告書の要旨」を「収支報告書」に改め、同項第3号中「第1項に規定する政治団体」の次に「（規正法第19条の16の3（国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体に関する特例等）第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第133条第1項中「書面又は」を「書面、」に改め、「政治資金監査報告書」の次に「又は確認書」を加える。

第136条中「支部総括文書」の次に「並びに同法第19条（監査意見書等の添付）第5項及び同法第29条（解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例）第4項において準用する同法第19条第1項の監査意見書（以下次条において「都道府県提出文書」という。）」を加える。

第137条の見出し中「保存及び閲覧」の次に「等」を加え、同条第1項中「保存及び閲覧」の次に「等」を加え、「支部報告書等」を「都道府県提出文書」に改め、同条に次の4項を加える。

3 助成法第32条第5項の規定により、都道府県提出文書の写しの交付を請求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、別記第84号様式による交付請求書を道委員会に提出しなければならない。

4 道委員会は、助成法第32条第5項の規定による都道府県提出文書の写しの交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）を受けたときは、当該交付請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該交付請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該交付請求があった日の翌日から起算して14日以内に当該交付請求に係る都道府県提出文書の写しを交付することができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

5 前項ただし書の規定にかかわらず、道委員会は、交付請求に係る都道府県提出文書が大量であるときは、同項本文に規定する都道府県提出文書の写しを交付する期間を、当該交付請求があった日の翌日から起算して2月を限度として延長することができる。ただし、交付請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であって、当該交付請求があった日の翌日から起算して2月以内に同項の規定による交付をすることができないことに相当の理由があるとき

は、当該交付請求に係る都道府県提出文書のうちの相当の部分につき当該期間内に同項の規定による交付をし、残りの都道府県提出文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。

6 道委員会は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに、請求者に対し、別記第85号様式の書面により通知しなければならない。

別記第71号様式の3の項(2)の次に次のように加える。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 複写機により用紙に複写したもの                   |
| ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの |

別記第71号様式の3の項(3)の次に次のように加える。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 複写機により用紙に複写したもの                   |
| ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの |

別記第74号様式を次のように改める。

別記第74号様式（第132条の2関係）

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長

回

令和 年 月 日付け少額領収書等の写しに係る開示請求について、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第11項の規定により、次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 開示する国会議員関係 政治団体の名称		
2 不開示とした部分の概要及びその理由	概 要	
	理 由	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条 第 号に該当
3 開示の実施方法等	実 施 方 法	(1) 北海道選挙管理委員会において少額領収等の 写しの閲覧 (2) 北海道選挙管理委員会において少額領収等の 写しの交付 ① 複写機により用紙に複写したもの ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録 を光ディスクに複写したもの (3) 少額領収等の写しの送付 ① 複写機により用紙に複写したもの ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録 を光ディスクに複写したもの
	実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (土・日曜、祝祭日、年末年始を除く。) 執務時間：8：45～12：00、13：00～17：30
	場 所	北海道選挙管理委員会事務局及び支所

4 交 付 手 数 料 等	少額領収等の写しの交付手数料の額	円 (少額領収書等の写し (光ディスク 枚×10円) 枚×60円)
	送付に要する費用の額	円
	合 計	円
	送付準備に要する日数	「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後まで発送予定
5 担 当 事 務 局 等	北海道選挙管理委員会事務局 支所 電話 (内線)	
6 備 考		

(裏面に続く)

(裏面)

- 1 開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第2項の規定により、本通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、同封した「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」を表面5の担当事務局等まで提出してください。
- 2 開示の実施の方法は、表面3の「実施方法」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「少額領収書等の写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、全て閲覧をした上で、後に必要な部分の少額領収書等の写しの交付を受けることもできます。ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日の翌日から起算して30日以内に、別途「少額領収書等の写しに係る更に開示を受ける旨の申出書」を提出する必要があります。

北海道選挙管理委員会（事務局又は支所の事務所）における開示の実施を選択される場合は、表面3「実施期間」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。なお、開示の実施の準備を行う必要があるので、「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、担当事務局等に到達するように提出してください。

また、少額領収書等の写しの送付を希望される場合は、「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は少額領収書等の写しの交付手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手でも可）が必要になります。

- 3 北海道選挙管理委員会（事務局又は支所の事務所）において開示を受ける場合は、この通知書を提示してください。
- 4 少額領収書等の写しの交付を受けるには、北海道知事に少額領収書等の写しの手数料等の納付が必要ですので、次により納付してください。
  - ア) 北海道選挙管理委員会（事務局又は支所の事務所）で交付を受ける場合  
少額領収書等の写しの交付の時に、手数料の金額を現金により納付してください。
  - イ) 送付による交付を受ける場合  
手数料及び送付に要する費用の合計金額を現金（送付に要する費用は切手でも可）により納付してください。（手数料等を送付する場合は、現金書留により送付してください。）  
手数料等の納付が確認でき次第、少額領収書等の写しを送付します。
- 5 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 6 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日（5による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道選挙管理委員会（訴訟において北海道選挙管理委員会を代表する者は、北海道選挙管理委員会委員長となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第76号様式を次のように改める。

別記第76号様式（第132条の2関係）

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

北海道選挙管理委員会委員長様

※ 太枠の欄を記入してください。

申出年月日	年月日
住所 (法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地	
氏名 (法人その他の団体にあっては、) 名称及び代表者の氏名	
連絡先（電話番号） (法人その他の団体にあっては、) 担当者の氏名及び電話番号	

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり申出します。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

開示決定通知書	年月日付け	第号
国会議員関係政治団体の名称		

2 開示請求者が求める開示の実施方法（希望する交付方法の番号等を○印で囲んでください。）

実施の方 法	左の方法で開示を希望する文書の内容
1 閲覧	① 全部 ② 一部( )
2 少額領収書等の写しの交付 ① 複写機により用紙に複写したもの ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	① 全部 ② 一部( ) ※ 少額領収書等の写しの送付の希望の有無 (有・無)

※一部の開示を希望する場合は、具体的に記入してください。（支出項目等）

3 開示の実施を希望する日時・場所（少額領収書等の写しの送付を求める場合を除く。）

年月日	午前・午後	時分
北海道選挙管理委員会事務局	支所	

4 少額領収書等の写しの交付手数料等の額

項目	枚 数	単 価	金 額
少額領収書等の写しの交付手数料の額	少額領収書等の写し枚	10円	
	光ディスク枚	60円	
少額領収書等の写しの送付に要する費用の額			
合計			

別記第77号様式を次のように改める。

別記第77号様式（第132条の2関係）

少額領収書等の写しに係る更に開示を受ける旨の申出書

北海道選挙管理委員会委員長様

※ 太枠の欄を記入してください。

申出年月日	年月日
住所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)	
氏名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
連絡先（電話番号） (法人その他の団体にあっては、 担当者の氏名及び電話番号)	

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、次のとおり申出します。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

開示決定通知書	年月日付け	第号
国会議員関係政治団体の名称		
最初に開示を受けた日	年月日	

2 開示請求者が求める開示の実施方法（希望する交付方法の番号等を○印で囲んでください。）

実施の方法	左の方法で開示を希望する文書の内容
1 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )
2 少額領収書等の写しの交付 ① 複写機により用紙に複写したもの ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	① 全部 ② 一部 ( ) ※ 少額領収書等の写しの送付の希望の有無 ( 有 ・ 無 )

※同じ部分について、最初に開示を受けた実施方法と同じ実施方法を受けることはできません。

3 開示の実施を希望する日時・場所（少額領収書等の写しの送付を求める場合を除く。）

年月日 午前・午後 時分
北海道選挙管理委員会事務局 支所

4 少額領収書等の写しの交付手数料等の額

項目	枚 数	単価	金額
少額領収書等の写しの交付手数料の額	少額領収書等の写し 枚	10円	
	光ディスク 枚	60円	
少額領収書等の写しの送付に要する費用の額			
合計			

別記第80号様式の2の項(1)の次に次のように加える。

- ① 複写機により用紙に複写したもの
- ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの

別記第80号様式の2の項(2)の次に次のように加える。

- ① 複写機により用紙に複写したもの
- ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの

別記第83様式の次に次の2様式を加える。

別記第84号様式（第137条関係）

都道府県提出文書の写しの交付請求書

北海道選挙管理委員会委員長 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請求年月日	年月日
住所 〔法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地〕	
氏名 〔法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名〕	
連絡先（電話番号） 〔法人その他の団体にあっては、 担当者の氏名及び電話番号〕	

政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づき、次のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。

記

1 請求する都道府県提出文書

年	政治団体の名称	枚数
合計		

注1 枚数欄は、請求する都道府県提出文書の片面を1枚として計算した枚数を記入してください。

枚数が不明な場合は、北海道選挙管理委員会に確認の上記入してください。

注2 欄が不足する場合は別紙に記入してください。

2 写しの交付方法（希望する交付方法の番号を○印で囲んでください。）

- (1) 北海道選挙管理委員会において写しの交付を希望する。
  - ① 複写機により用紙に複写したもの
  - ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの
- (2) 写しの送付を希望する。（送付に要する費用を負担していただきます。）
  - ① 複写機により用紙に複写したもの
  - ② スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの

※この欄は記入しないでください。

受付年月日	
担当事務局等	北海道選挙管理委員会事務局 電話 支所 (内線)
備考	

(別紙)

都道府県提出文書の写しの交付期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長

㊞

令和 年 月 日付け都道府県提出文書の写しの交付請求について、北海道選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第23号）第137条の規定により、次のとおり交付する期間を延長したので、通知します。

1 都道府県提出文書の写しの交付請求のあつた政治団体の名称等			
2 北海道選挙執行規程第137条第4項本文に規定する交付期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 延長区分、延長の理由及び延長後の交付時期等	延長区分	(1) 北海道選挙執行規程第137条第4項ただし書 (2) 北海道選挙執行規程第137条第5項本文 (3) 北海道選挙執行規程第137条第5項ただし書	
	理 由		
	交付時期	年 月 日	
	上記(3)の場合の残りの部分の交付期限	年 月 日	
4 担 当 事 務 局 等	北海道選挙管理委員会事務局 電話	支所 (内線)	
5 備 考			

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。